

4 港区外の保育園の申込み・港区外からの申込み

(1) 港区内にお住まいの方(港区外の保育園に申込み場合)

① 港区外に転出予定がある方

受付窓口	転出先自治体
申込締切	転出先自治体に確認してください。
申込条件	転出先自治体に確認してください。

② 港区外に転出予定がない方

受付窓口	各総合支所 区民課 保健福祉係
申込締切	自治体によって締切日が異なります。希望する保育園のある自治体に確認の上、提出書類を準備してください。港区での受付後に、提出書類を希望する保育園のある自治体に送付するため、申込期限に余裕を持って(8開庁日前)お申込みください。
申込条件	申込条件や提出書類は、自治体によって異なります。事前に希望する保育園のある自治体の担当窓口を確認してください。

(2) 港区外にお住まいの方(港区内の保育園に申込み場合)

※申込書類は、港区指定の書式を使用してください。

① 港区内に転入予定の方

受付窓口	各総合支所 区民課 保健福祉係
申込締切	8～9ページの申込締切日
申込条件	・港区の転入先の住所地が確認できる書類(売買契約書、賃貸契約書等)及び同意書〔DL〕を提出できること。 ・入園する月の前月末日までに港区に転入し、住民登録および港区民として保育所入所の手続きをすること。 ・内定発表後、<u>指定された日時に、面接及び健康診断を受けられること。</u>
注意事項	・内定した方は、入園する月の前月末日までに、港区への住民登録と保育所入所手続きが行われない場合、内定取消しとなります。 ・海外から転入予定の方は、転入予定先の担当支所に事前連絡し、郵送又は電子申請をしてください。その際は、日本にて連絡が取れる方の連絡先を必ずご記入ください。 ・転入予定で申込みの際に必要な提出書類についての詳細は、11ページをご確認ください。

② 港区に勤務している方

受付窓口	現在、お住まいの自治体の担当窓口
申込締切	8～9ページの申込締切日
申込条件	・お住まいの自治体で認定証の交付を受けていること。 ・保護者(父又は母のいずれか)の勤務地が港区にあり、実際に港区に通勤していること。 ・内定発表後、<u>指定された日時に、面接及び健康診断を受けられること。</u>
注意事項	・0～2歳児クラスの4月～9月入園については申込みできません。 ・3～5歳児クラス以上の4月入園については、2次申込みから受け付けます。 ・希望園に2名以上の空きがない場合は、利用調整の対象になりません。 (空き情報は港区公式ホームページに掲載しています。) ・調整指数13番により、9点が減算されます。(22ページをご確認ください。) ・保護者のいずれかが、産前産後休暇取得中、育児休業取得中(復職予定含む)、求職活動中、就労内定中の方は申込みはできません。 ・港区保育室及び居宅訪問型保育事業の申込みはできません。 ・税情報確認のために、世帯全員の個人番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載された住民票いずれか1点)のコピーの提出が必要となります。